

体罰の実態把握に係る報告要項

1. 趣旨

児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るもの。

2. 実態把握及び報告の内容等

体罰の実態等を把握し、体罰の発生件数等について報告すること。この際、必要に応じて、教職員のみならず児童生徒や保護者への調査も併せて行う、個人情報取扱いに配慮しつつ外部の第三者に参画していただくなど、正確に実態を把握するための手法を工夫すること。

なお、児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方については、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月13日付け24文科初第1269号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）によること。また、「体罰の実態把握にかかる報告内容の確認について（依頼）」（平成25年4月25日付け事務連絡）も併せて参照すること。

3. 実態把握の対象範囲

国立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含む。）、中等教育学校、特別支援学校、私立の小学校、中学校、高等学校（通信制を含む。）、中等教育学校、特別支援学校

※公立の学校については、人事行政状況調査において調査を行う。

4. 報告期日及び報告項目

報告期日	報告項目
令和元年11月15日 (金)	○ 体罰の状況等（様式1） 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに 当該体罰を理由として処分等が行われたもの

5. 調査手順

附属学校を置く各国立大学法人、各都道府県私立学校主管課においては、所管の学校について、特区制度により株式会社等が設置する学校を認定した市町村担当部課においては、当該認定した学校について、実態を把握し、報告様式に沿って文部科学省に報告。

6. 結果の公表の方法

この調査の結果は、全国集計を取りまとめ、また、人事行政状況調査において行っている公立の学校の内容も加えた上で公表する予定である。

7. 資料の扱い

提出された資料に対し開示請求があった場合の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）等に基づき処理する。

8. 提出方法及び提出先

(1) 提出方法 以下の提出先へ E-mail による提出

(2) 提出先 メールアドレス s-sidou@mext.go.jp

その際、件名は「【都道府県・国立大学法人・市町村名】体罰に係る実態把握報告」としてください。